

平成 30 年 7 月豪雨災害により発生した
災害廃棄物処理基本方針

1 基本方針の位置付け

岡山県災害廃棄物処理実行計画^{*}の策定に当たり、基本的な処理方針を定めるものです。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 2 項第 5 号の規定により策定した岡山県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定）に基づくもの。

2 処理の対象

平成 30 年 7 月豪雨災害により発生した災害廃棄物を対象とします。

3 処理主体

市町村（廃棄物処理法第 4 条第 1 項）

【県の役割】

- ・ 被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的援助
- ・ 関係機関及び他都道府県等との協力・支援調整
- ・ 災害廃棄物処理の進捗状況の把握
- ・ 市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難であると認められる場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、県が災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、処理を代行する。

4 災害廃棄物の発生量推計

約 4 1 万トン（平成 30 年 8 月 3 日時点）

5 処理期間

発災後 2 年間で処理完了を目指します。（ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直します。）

6 処理方法

- ・ 処理に当たっては、円滑かつ迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という順位により処理を行います。
- ・ 環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくします。
- ・ 県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設において目標期間内での処理完了が困難な場合には、県外広域処理や仮設処理施設の設置も検討します。

7 財源

環境省の補助制度「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用するとともに、国に対して必要な財政支援を要望します。

災害廃棄物処理工程(イメージ)

